

報告事項 ウ

件名	人権教育の推進について
提出理由	学校等における人権教育推進のため、県が今年度に行った取組のうち、新たな取組について、別紙のとおり報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 児童虐待事案への対応<ol style="list-style-type: none">(1) 児童虐待に係る県立学校での通告・通報事案の把握・支援(2) 県立学校への訪問支援(3) 庁内の連携と研修の実施(4) 成果と課題2 性の多様性を尊重する教育の推進<ol style="list-style-type: none">(1) 教職員向けリーフレットの作成・配布(2) 対応状況調査(3) 今後の課題3 埼玉県ケアラー支援条例に係る取組<ol style="list-style-type: none">(1) 周知(2) 課題4 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止

(人権教育課)

人権教育の推進について

1 児童虐待事案への対応

県内児童相談所における虐待相談対応件数は毎年増加し、児童虐待の背景も複雑化しており、求められる学校の対応も多様になってきている。また、児童虐待対応は、教育機関のみで完結せず、必ず福祉機関等と連携した対応が取られるため、学校に対して福祉機関との連携等に係る支援を行う必要がある。

(1) 児童虐待に係る県立学校での通告・通報事案の把握・支援

ア 経緯

令和元年5月9日付けで文部科学省から出された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」では、(学校は)必ず児童相談所、市町村虐待対応担当課等への通告後、速やかに設置者である教育委員会等設置者にも通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を連絡することとされている。このことに則して令和2年度から県立学校が行った児童虐待の通告・通報事案に係る事実関係を把握し、当該県立学校の適切な対応に資するための支援を行うこととした。

※「通告」は児童相談所、市町村(虐待対応担当課)に行うもの、「通報」は警察に行うもの。

イ 対応状況

県立学校が児童虐待に係る通告・通報を行った場合には、児童生徒の基本的な情報や、通告・通報先、家庭の様子を含めた事案の内容について人権教育課(企画・児童虐待対応支援担当)に報告される。

人権教育課では、報告の受領を契機として、当該県立学校が適切に対応できるように必要な確認や助言・情報提供を行っている。また、児童相談所の一時保護処分に伴う当該児童生徒の出席の取扱いなど助言を必要とする場合が多いため、通告・通報後の対応についての相談にも応じている。

そのほか、通告・通報をしない場合であっても、保護者対応を含め、相談に応じている。

(2) 県立学校への訪問支援

家庭の様子を含め状況が複雑である場合や、学校において対応している教職員が多数いる場合、対応が長期にわたっていた場合など、電話による確認のみでは状況把握が困難な場合がある。また、生徒指導課、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)及び当課担当者がそろって状況を確認することが必要な、比較的重大な場合などもある。その場合、状況に応じて人権教育課等の職員が当該県立学校を直接訪問して支援を行っている。

(3) 庁内の連携と研修の実施

ア 庁内の連携

児童虐待対応においては、市町村福祉担当課や児童相談所、警察、医療機関、市町村教育委員会など、様々な機関が連携し要保護児童対策地域協議会を組織して対応に当たっている。そのため、学校がこれらの関係機関と連携することはとても重要である。

当課はそれらの関係機関と必要に応じて情報共有を図り、特に、福祉機関に関する内容は、福祉部こども安全課と連携して対応している。

また、SSWが関わっている内容は、生徒指導課と連携して対応している。

イ 児童虐待防止支援研修会

児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方について研修を行うとともに、関係機関の連携を促すことで支援の充実を図っている。

(ア) 実施：地区別に2回（令和2年10月16日、11月4日）

(イ) 対象：学区内に児童養護施設を有する小・中学校及び義務教育学校の児童虐待対応担当者、各市町村教育委員会の児童虐待対応担当者、児童養護施設等職員、母子生活支援施設職員

(ウ) 参加者数：138人（令和2年度実績）

(エ) 内容

a グループ協議 協議題：「DVと児童虐待の関連について」

b 指導助言 指導者：大正大学心理社会学部 玉井 邦夫 教授



研修会の様子①



研修会の様子②

(4) 成果と課題

ア 成果

県立学校が児童虐待について児童相談所等へ通告・通報を行った事案について把握し、その情報を基に、学校が対応に迷ったり苦慮したりしている事態に対し確認や助言を行ったことで、学校でのより適切な対応に資することができた。

その際、福祉機関やSSWが関与する事案について、庁内及び他機関と連携することにより、学校への支援がより円滑になった。また、学校、児童養護施設、行政が一堂に会し児童虐待防止支援研修会を実施したことにより、関係機関が連携を強化する必要性を参加者に意識付けることができた。

イ 課題

各学校等に対して引き続き、基本的な児童虐待対応の在り方について周知していくとともに、各事案に応じて適切なアセスメントを行うための仕組みを組織として確立する必要がある。

令和2年度の研修のテーマはDVと児童虐待の関連としたが、他にも虐待事例に即した様々なテーマが考えられる。市町村教育委員会の児童虐待対応担当者や教員の専門性を高めるには、より多面的な視点で児童虐待に対応できるよう研修内容の充実に努める必要がある。

2 性の多様性を尊重する教育の推進

今般、学校現場においては、性的指向や性自認によって困難を抱える児童生徒が多く、支援を必要とする事案への対応が増加傾向にある。

そのため、全ての教職員が性の多様性の尊重について正しい理解を深め、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応が行われることが求められる。

(1) 教職員向けリーフレットの作成・配布

ア 目的

本リーフレットは、全ての教職員が性の多様性について十分理解し、全てのセクシュアリティの児童生徒が安心して通うことができる学校づくりを推進するため、各学校等における研修や取組、相談対応等、様々な機会や場面での参考資料として活用することを目的とする。

イ 内容

性の多様性に関連する調査データや性の在り方（セクシュアリティ）についての基本的な内容をはじめ、アウトティングの禁止などの相談対応における留意点や具体的な取組例等、性的指向や性自認で悩みを抱えている児童生徒への適切な対応に役立つ内容を掲載した。

ウ 配布とその活用

県内の公立学校（さいたま市を除く）の全教職員及び県教育局職員を対象に令和2年12月14日付けで配布した。また、リーフレットの配布と併せて、リーフレットを活用するための説明資料の配布及び動画配信を行った。今後は、校内研修等における活用について働き掛けていく。

(2) 対応状況調査

ア 目的

性的指向・性自認に係る幼児児童生徒への対応について、県内の学校における実例を確認して共有することにより、各学校で更に適切な対応を推進する。
(前回調査は平成26年度文部科学省実施)

イ 内容

(7) 対応に関する状況調査の実施

- a 調査対象学校：県内の公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校
- b 調査対象期間：平成27年4月～令和2年3月
- c 調査内容：性的指向・性自認に係る相談を受けた幼児児童生徒に対する支援・配慮の内容や性の多様性に係る校内での取組状況

(4) 調査結果の分析報告

- a 分析：埼玉大学基盤教育研究センター 渡辺 大輔 准教授
- b 分析報告：最終的な分析報告は令和5年度の予定である。ただし、各市町村教育委員会、各県立学校に対して年度ごとに暫定報告を行い、個別の支援・配慮の参考に資するようとする。

(3) 今後の課題

性の多様性を尊重する教育を推進するに当たり、引き続き全ての教職員への理解啓発を行うとともに、児童生徒への理解啓発や指導を行うことが求められる。

また、調査結果を踏まえ、児童生徒への具体的な対応の在り方について検討していくことが必要である。

3 埼玉県ケアラー支援条例に係る取組

(1) 周知

県立学校や市町村教育委員会に対して令和2年3月31日に公布・施行された埼玉県ケアラー支援条例の趣旨を周知するとともに、教職員のヤングケアラーの認識や学校が果たすべき役割などの認識を高めるため、校長をはじめとする学校の管理職や人権教育担当者に対して啓発を行った。

(2) 課題

教職員は、児童生徒の中にヤングケアラーがいるという意識を持って、児童生徒に接していくことが重要である。学校及び教育機関に対して、ヤングケアラーの認知度を高め、適切な支援につなぐことができる環境を整備することが必要である。

令和2年度中に「埼玉県ケアラー支援計画」が策定される予定であり、その内

容を踏まえて教育局として行うべき施策について整理していく必要がある。

4 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等への偏見や差別、誹謗中傷の事案が全国的に散見されたため、2学期がスタートした時期を捉え、児童生徒一人一人及び保護者に向けて、偏見や差別、誹謗中傷の防止を図るメッセージを発出した。

本メッセージによって、偏見や差別は決して許されないことを改めて児童生徒一人一人が自覚し、差別的な言動に同調せず適切な行動がとれる意識の醸成を図る。あわせて、県内の学校における誹謗中傷等の被害防止の取組を進めていく。

学校・教育委員会等向け
虐待対応の手引き
(抜粋)

文 部 科 学 省
令和 2 年 6 月改訂版

3. 学校・教職員等の役割

(1) 学校・教職員の役割、責務

学校・教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への**通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。**

児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点ですが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。このことから、学校・教職員としては、(2)に挙げた関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、学校としての役割を果たすようにしてください。個別の事案にどのように対応すべきかについては、対応編2～3で確認してください。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第3項】

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

さらに、学校等及びその設置者においては、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）にあるように、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、**情報元を保護者に伝えないこととする**とともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

(2) 関係機関の役割

学校においては、関係機関と次のような役割分担のもとで、それぞれの責務を最大限果たしながら、有機的に対応することを念頭に自分の役割を果たしていくことが重要です。

児童相談所 児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。	市町村（虐待対応担当課） 児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。
警察 110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。	

4. 教育委員会等設置者の役割

(1) 恒常的な取組

教育委員会等設置者は学校と同様に自ら虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待対応に当たって、以下のような役割を果たしていくことが求められます⁵。

関係機関との連携の強化等のための体制整備

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な虐待を受けた子供の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

⁵ 「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日 初等中等教育局児童生徒課長通知）参照

また、学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進すること。

さらに、虐待問題に関わる法律問題については、弁護士（スクールロイヤー）等の専門家にいつでも相談できるよう、体制を整えておくこと。

研修の充実

学校の教職員が、虐待の早期発見・早期対応等虐待の防止に寄与するとともに虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修を行うなど必要な措置を講ずること。特に、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修の受講を勧奨すること。なお、研修は私立学校の教職員等も対象に実施することが望ましいこと。

また、児童相談所の職員を講師に招いた研修の実施や、校長等管理職に対する実践的な研修の充実を図ること。

- 子どもの虹情報研修センター主催『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』⁶
- 都道府県主催『虐待対応関係機関専門性強化事業』⁷
- 独立行政法人教職員支援機構『健康教育指導者養成研修』⁸
『教育相談指導者養成研修』⁹

相談体制の充実、広報・啓発活動

虐待問題も含めて、子供が悩みや不安をいつでも容易に相談できるよう、電話やSNS等による相談体制を充実するとともに、その連絡先について周知すること。

また、虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。その際、例えば、次のようなリーフレット等の活用が望まれること。

- 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

- 厚生労働省「未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180_00002.html

⁶ 学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修。

⁷ 地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子供の保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

⁸ 令和3年度以降は内容に変更があり得る。

⁹ 令和3年度以降は内容に変更があり得る。

2. 要保護児童等への対応

(1) 要保護児童対策地域協議会への参画

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等（保護者のない子供又は保護者に監護させる上で支援が必要と考えられる子供。虐待を受けた子供に限らず、非行児童なども含まれる²⁵。）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されています。協議会のメンバーは市町村児童福祉担当部局のほか、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察、弁護士などで構成され、それぞれの専門性を生かした多面的な協議が行われるのが特徴です。

市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が通告を受けた後や一時保護の解除後などに、継続して子供や家庭に関わっていく必要がある場合、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、当該家庭や子供の状況、課題等について、定期的な会議を通じて関係者で共有されます。

この台帳に登録された幼児児童生徒の在籍する学校関係者は、要保護児童対策地域協議会・個別ケース会議²⁶への参加が求められることがあり、その際、学校関係者は学校での幼児児童生徒の様子などを説明することとなります。この学校関係者からもたらされる子供や保護者にまつわる情報は、その他構成員にとって重要な情報と目されています。

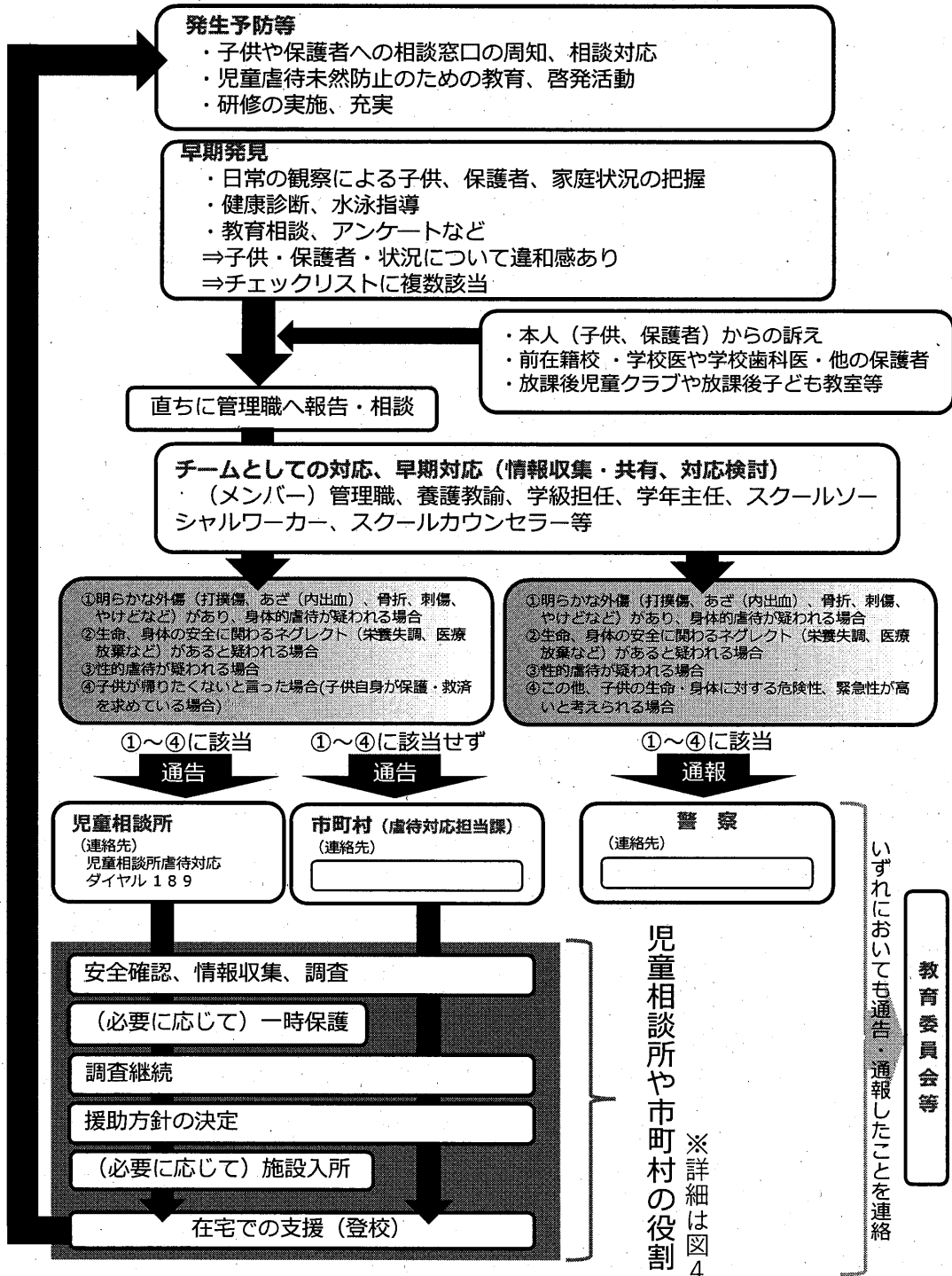
なお、要保護児童対策地域協議会のメンバーには守秘義務が課されている²⁷ことから、協議会において学校が提供した情報や提供した事実について、保護者をはじめ対外的に伝わる心配はありません。

²⁵ 児童福祉法第6条の3、第25条の2

²⁶ 要保護児童対策地域協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース会議」の三層構造となっており、学校関係者の参画が求められるのは、ほとんどが「個別ケース会議」。この「個別ケース会議」は学校で開催されることもあり、1～3か月に一度開催される。

²⁷ 児童福祉法第25条の5

学校における虐待対応の流れ ～通告まで～



(2) 日頃からの観察、虐待を受けている子供の特徴と早期発見

養護教諭をはじめとする教職員は、幼児児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、心身の状況を把握することにより、健康上の問題があるときは幼児児童生徒に必要な指導を行うこととされています。また、必要に応じて保護者に助言をすることとされています（学校保健安全法第9条）。

このようなことから、**学校・教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努めなければなりません**（児童虐待防止法第5条）。虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、表1のような子供や保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。また、アンケートなどの訴えからの発見や、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）や放課後子供教室等の学校外からの虐待の情報提供もあることから、日常的に情報を漏らさずに得られるようにアンテナを高く張っておくことが必要です。

なお、不登校や非行、いじめ、自殺等の問題は、いわば顕在化した現象面の問題ですが、これらの背景として、虐待が要因となっている可能性もあることに留意してください。また、児童虐待防止法ではドメスティック・バイオレンス（DV）により子供に心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義しており¹¹、子供がDVを目撃しているか否かにかかわらず、DVの問題がある家庭で子供が育つことは心理的虐待として対応するとともに、DVに伴って、子供自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意する必要があります¹²。

このほか、学校においては、毎年度、幼児児童生徒の健康診断を行い、その結果に基づき治療を指示するなどの適切な措置をとらなければなりません（学校保健安全法第13、14条）。この健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検査等が行われることから、これら検査や水泳指導の際は身体的虐待やネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子供を把握した場合は市町村（虐待対応担当課）への情報提供が必要です¹³（P14～P15「虐待リスクのチェックリスト」を活用して下さい）。

また、幼稚園では幼児の送り迎えをする保護者と接したり、幼児の着替えを手伝ったりする等の場面が多いので、そうした機会に虐待の兆候を発見できることもあるでしょう。

¹¹ 児童虐待防止法第2条第4号

¹² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

¹³ 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日文科科学大臣政務官通知）

図2のように、事故による外傷と異なり、外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます¹⁴。

虐待による外傷の具体的事例については、公益社団法人日本小児保健協会作成の「子どもに関わる多職種のための子ども虐待初期対応ガイド～子ども虐待を見逃さないために～」も参考にしてください。

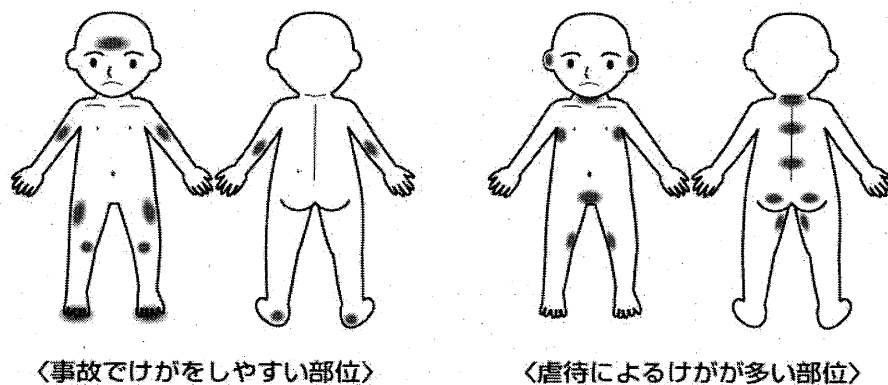


図2 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談や、定期的に行われるアンケートなどで、子供から何らかの訴えがある場合もあります。これらの日常的な観察や健康診断、家庭訪問などを通じて虐待の兆候等を把握する上で、「虐待リスクのチェックリスト」¹⁵（P14～P15）等を活用するほか、学校医や学校歯科医と連携することが有効です。

そして、虐待を早期発見し、早期対応していくためにも、学校関係者は基礎編4.で示したような研修の機会を活用していくことが大切です。

¹⁴ 文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）より

¹⁵ 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について」（平成30年7月27日 初等中等教育局長等通知）参照。なお、このチェックリストには外傷に関する項目がないが、外傷のある場合は虐待の可能性が高い事案として取り扱うこと。

表 1¹⁶

<p>子供について の異変・違和感</p>	<p>表情が乏しい 触られること・近づかれることをひどく嫌がる 乱暴な言葉遣い 極端に無口 大人への反抗的な態度 顔色を窺う態度 落ち着かない態度 教室からの立ち歩き 家に帰りたがらない 性的に逸脱した言動 集中困難な様子 持続的な疲労感・無気力 異常な食行動、衣服が汚れている 過度なスキンシップを求める など</p>
<p>保護者について の異変・違和感</p>	<p>感情や態度が変化しやすい イライラしている 余裕がないように見える 表情が硬い 話しかけても乗ってこない 子供への近づき方・距離感が不自然 人前で子供を厳しく叱る・叩く 連絡が取りにくい 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い 行事に参加しない 家の様子が見えない など</p>
<p>状況についての 異変・違和感</p>	<p>説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ 体育や身体計測のときによく欠席する 低身長や低体重、体重減少 親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやかになる 子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子 その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い など</p>

¹⁶ 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

○虐待リスクのチェックリスト

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		□欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教師、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。 担任教師、保育士等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	気になる行動		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。 からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
	保護者への態度		季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	身なりや衛生状態		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 複雑な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	食事の状況		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
	登園状況等		理想の押しつけや年齢不相当な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		きょうだいとの差別 きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいでの服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしていない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	
	住居の状態		
	サポート等の状況		
【その他 気になること、心配なこと】			

		□欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが多く		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例	
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで頭や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ポ一つとしている、急に力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反動的、暴言を吐く。	
	孤立	激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。 友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担任の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
	登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない。	
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
		きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
学校等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
【その他 気になること、心配なこと】			

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

様式1

児童虐待に係る通告・通報の報告

報告年月日 令和 元年 7月 8日 (月)

<p>・該当児童生徒の居住市町村です。</p>	通告・通報日	令和 元年 7月 8日 (月)	報告者職・氏名	校長・人権 育代
	学校名	県立人権教育高等学校		
<p>・複数の機関に通告した場合、複数記入してください。</p>	通告・通報先	・(児童相談所) 中央児童相談所 ・(市町村の虐待対応担当課) 市 (町村) 課 ・(警察) 警察署		
	児童生徒	1年 2組	生年月日	平成15年 8月 8日 15歳
氏名		埼玉 教男 (さいたま のりお) ※ふりがな		
居住市町村		人権市		
出席状況		良好 ・ 欠席がち ・ 不登校(年間30日以上欠席)		
<p>・児童虐待の状況、内容について分かる範囲で記入してください。</p>	事案の内容	○14:30 該当生徒(以下、A)が保健室を訪れた際、Aの腹部に複数のアザがあったため、養護教諭がAから事情を聴いた。Aによると、昨晚、父親に暴行を受けたとのことであった。また、Aはこれまでも複数回、父親から暴行を受けたとのことだった。 ○15:00 養護教諭から報告を受けた教頭が、保健室でAのアザを確認した。Aの背中にもアザを認めた。 ○15:10 教頭から本職へ報告があった。 ○15:20 本職が中央児童相談所へ通告する。		
		<p>・時系列に対応を記入してください。</p>		
家庭の様子	○Aは、両親と妹(中学校2年生)の4人家族。母親は外国籍の方で、日本語でのやり取りが困難である。Aの欠席連絡などは、普段から父親(日本国籍)が行っていた。 ○Aの担任によると、Aは、これまで自分の家庭のことは一切話したことがなかったとのこと。			
通告・通報先の指導助言の内容	○状況確認のため、児童相談所の職員がこれから来校するとのことであった。状況によって、Aを病院へ連れていくとの話を受けた。			

ひとりひとりが 自分らしく生きる

多様な性が尊重され、違いを認め合える社会へ

1. 知っていますか ～「性の多様性」に関連する調査データから～

(1) 小学校低学年までに 性別違和感 70%以上

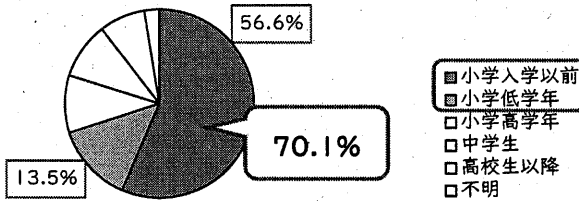


図1 性別違和感を自覚し始めた時期

小学校低学年を担任しているので、直接関係ないのでは？

コバトン

さいたまっち

そうでしょうか？

■ ジェンダー・クリニック*を受診したトランスジェンダーの人のうち、70.1%が、小学校低学年までに性別違和感を持っていました。*1

(2) 性別違和感 伝えられなかった 約90%

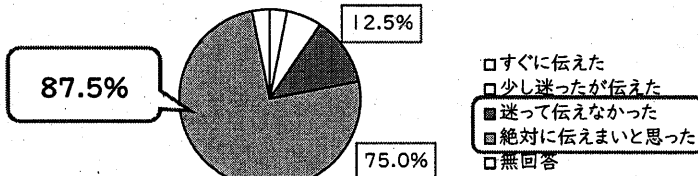


図2 小学生の頃に性的違和感を言葉で打ち明けることが(カミングアウト)できたか

勤務校には、該当児童生徒はいないのでは？

コバトン

さいたまっち

そうでしょうか？

■ ジェンダー・クリニック*を受診したトランスジェンダーの人のうち、「絶対に伝えまいと思った」との回答が75.0%、「迷ったが伝えられなかった」との回答が12.5%でした。*2

(3) 「自殺念慮」を持っていた 約60%

表1 トランスジェンダーの人の自殺念慮、自傷・自殺未遂、不登校の割合

自殺念慮	58.6%	58.6%
自傷・自殺未遂	28.4%	
不登校	29.4%	

他の解決すべき課題に比べて、優先順位は低いのでは？

コバトン

さいたまっち

そうでしょうか？

■ ジェンダー・クリニック*を受診したトランスジェンダーの人のうち、自殺念慮を持っていたことがある… 約60%
自傷・自殺未遂 … 約30%
不登校 … 約30%
と、いずれも高い割合でした。*3

(4) 差別的な発言 職場や学校で経験 70%以上

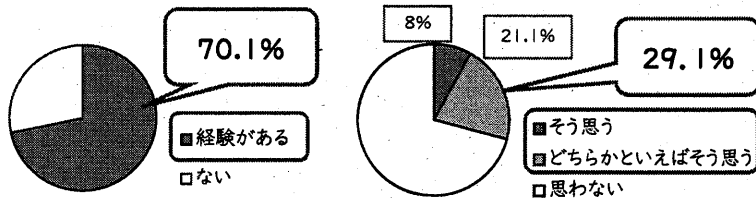


図3 職場や学校での差別的発言の経験

図4 職場や学校のフレンドリー具合

該当児童生徒はいるかもしれないけれど、特に困っていないのでは？

コバトン

さいたまっち

そうでしょうか？

■ 職場や学校で差別的な発言を経験した人は7割以上でした。一方で、職場や学校がLGBTフレンドリーと感じている人は、約3割でした。*4

全ての教職員に関わり、時に生命にも関わります

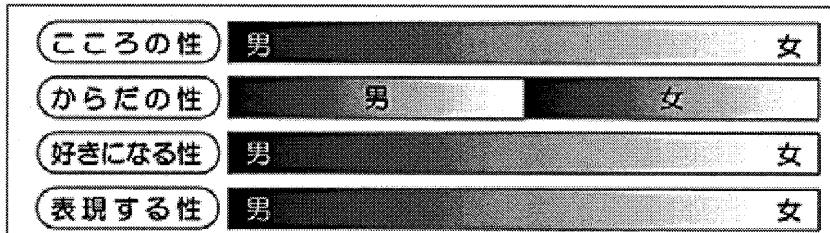
*1~3:中塚幹也(2017)「封じ込められた子ども、その心を通く 性同一性障害の生徒に向き合う」,ふくろう出版.

*4:日高庸晴(宝塚大学看護学部教授)「LGBT当事者の意識調査~いじめ問題と職場環境等の課題~」調査実施年2016年,有効回答数15,064人.

*ジェンダー・クリニック:性別違和や性同一性障害を診断・治療する専門医がいる医療機関.

2. 性のあり方(セクシュアリティ)とは ~四つの要素・SOGIE~

- 今日、性のあり方(セクシュアリティ)は、男性・女性の2つだけではなく、主に次の4つの要素から成り立つと考えられています。性のあり方は、グラデーションのように、厳密には一人一人異なっていると言えます。



これらの枠組であらわしたくない人や、これらに当てはまらない人もいます。

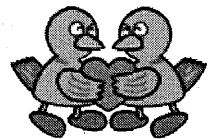
(この図のあらわし方は一例です。)

《こころの性》 × 《からだの性》 × 《好きになる性》 × 《表現する性》 = セクシュアリティ
 ※性自認 ※身体性徴 ※性的指向 ※性表現

- 性のあり方について、性的少数者(の一部)を表現する「LGBT」を教えることに注力しがちですが、「SOGIE」(性的指向 Sexual Orientation、性自認 Gender Identity、性表現 Gender Expressionの頭文字)という性を捉える要素の概念を使って、私たち一人一人の性のあり方の多様性と平等を伝えることが大切です。



3. 児童生徒へ きめ細かな対応を ~対応における留意点~



(1) 基本的な態度・対応

① 性の多様性は、私たち一人一人全員に関わるテーマ

- 性のあり方は厳密には一人一人異なっているため、性の多様性は私たち一人一人全員に関わるテーマと言えます。
- 性の多様性とは、性的少数者への理解だけを深めるというより、「自分自身を、性の多様性の中の一人として位置付け直す」ことです。性の多様性について考える時は、いつも「自分自身が含まれる」という認識が大切です。
- 性の多様性について、自分自身を含めた一人一人の違いを認識する捉え方は、多様性を尊重し、互いに認め合う人間関係を育むとともに、いじめの未然防止にもつながります。

② 心無い言動は絶対にさせない環境づくり

- 「オネエ」「オカマ」「ホモ」「レズ」といった言葉は、差別的な意味合いを含み、使用してはならない言葉です。
- 性的少数者の存在を否定するような内容の言動も心無い言動です。教職員自身も強く認識する必要があります。
- 学校生活の中でそうした言動が見られた場合は、それが人権侵害だということを伝え、その場で指導し、学習課題とする必要があります。

③ 全てのセクシュアリティの児童生徒が安心して通える学校の環境づくり

- 全てのセクシュアリティはともに尊重されるべきものであること、また、セクシュアリティについて、教職員が悩みや不安を聴く姿勢であることを、普段から児童生徒や保護者、地域に伝えていくことが大切です。
- 性のあり方について完璧に説明できる必要はありません。児童生徒にも教職員と一緒に学んでいる姿勢を見せていくことが何より大切です。

・平成27年4月30日付け 27文科初児生第3号「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

・平成28年4月1日付け 文部科学省初等中等教育局児童生徒課周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(教職員向け)」

(2) 児童生徒からセクシュアリティに関する相談があった場合

- 児童生徒からの相談に応じる際は、子供たちに寄り添い、丁寧に聞き取りを行って事実を把握する「教育相談対応」が基本です。
- しかし、セクシュアリティに関する相談の場合には、以下の点に留意し、異なる対応をすることが必要です。

重要!!

- 児童生徒のセクシュアリティを決め付けず、その時にその児童生徒が直面している困難に対して一つ一つ対応策を考えていくことが大切です。
- なぜ話してくれたのか確認できることが望ましいです。知って欲しいだけなのか、具体的に困っていることがあって支援が必要なのかを確認します。児童生徒からの要望の中に実現が難しいことがあった場合、実現が難しい理由を伝え、代替案を一緒に考えます。
- 誰に話しているのか、話していいのかを確認します。セクシュアリティについて相談するかどうか、どこまで相談するかは児童生徒の自由です。児童生徒に強要してはいけません。
- 児童生徒が情報収集するための書籍、相談先等を必要に応じて伝えます。

①「カミングアウト」の強要
②「アウトティング」
は、絶対ダメ!



(3) アウティングの禁止

- アウティングとは、「本人の意に反して、または同意なく他者にセクシュアリティを伝えること」です。
- 生命の危険の緊急性がある場合などを除き、アウティングは禁止です。
- 保護者も例外ではありません。保護者が受け止めきれず、その結果、児童生徒が家庭で居場所を失い、生存自体が脅かされる可能性があります。保護者に相談する必要がある場合にも、児童生徒の了承を得てから伝えましょう。
- 対応を考える際に、誰か(教職員や専門家など)と情報を共有する必要がある場合、その必要性や誰に話してもいいかを児童生徒に事前に話し、必ず承諾を得ることが大切です。

※ 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課(平成28年)「新たな人権課題に対応した指導資料」など

4. 具体的な取組例 ~全ての児童生徒が安心して過ごせる学校~

(1) 校内研修として、次のような点について教職員で話し合ってみる

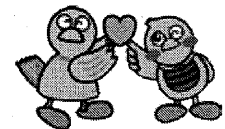
- 改めて教職員、児童生徒の普段の言動を見直してみる。
- 校内で心無い言動を見聞きした時、どのように対応するかを具体的に考える。
- 性別で分けられている児童生徒の名前ラベルや配布物、役割分担などについて、本当に必要かどうか考えてみる。

(2) 教職員が関心をもっており、肯定的に受け止める用意があるサインを出す

- 性の多様性について、ホームルームで話したり、学級通信や保健だより等に掲載したりする。
- 図書室や保健室、教室に性の多様性に関する書籍を置く。
- 性の多様性のポスターを校内に掲示する(※「性の多様性の尊重に係るポスター(令和2年2月28日, 埼玉県教育委員会)」等)。

(3) 性の多様性を前提とした言動を心がける

- 「いろいろな人がいていいんだよ」というメッセージを送り続ける。
- 児童生徒の呼称を、名前+「さん」と統一してみる。
- 「~らしくなさい(女らしく・男らしく)」などと言わない。



(4) 偏見や差別を防ぎ、多様性の尊重を意識した指導を児童生徒に行う

- 既存の教材において、多様な性が対等に扱われているか見直す。
- 「人権感覚育成プログラム(学校教育編)第2集(平成31年3月, 埼玉県教育委員会)」の各プログラム(140ページ~159ページ)を活用して授業実践する。
- 児童生徒にアウティングは絶対にしてはならないことを伝える。その一方、カミングアウトをされた児童生徒が一人で抱えきれなくなったり悩んだりすることも考えられる。その場合、個人が特定されない範囲で、信頼できる大人に相談するのはよいことであると伝える。大切なことは他者の違いを尊重するための方法を考えることである。

5. 性の多様性 関連用語集

性の多様性の尊重を表す
6色のレインボーカラー

アウトティング	ある人のセクシュアリティを、その人の同意なしに周囲に言いふらしてしまうこと。
アセクシュアル(無性愛者)	恋愛感情や性的欲求をもたない人。「A(エイ)セクシュアル」ともいう。
アライ(Ally)	自分のジェンダーやセクシュアリティにかかわることだけではなく、自分とは異なるジェンダーやセクシュアリティをめぐる差別問題を自分の問題として理解し、行動する人。
Xジェンダー	男性、女性、どちらでもない、もしくは、どちらでもある性別として生きたい人。海外ではノンバイナリー(NB)、ジェンダークィアともいう。
LGBT(LGBTQ)	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を取り、それぞれの差異と連帯を表した言葉。クエスチョニングを加えてLGBTQと表す場合もある。
カミングアウト	これまで公にしていなかった自分のセクシュアリティを自分の意思で他の人に伝えること。閉じこもっていたクローゼットから表に出ていくことが語源とされている(coming out of the closet)。
クエスチョニング	自らのジェンダー／セクシュアリティについて、明確なアイデンティティをもっていない(あるいは、より積極的にもたない)人。あるいは、性自認や性的指向の区分自体に疑問を感じ、敢えてもたない人。クィアともいう。
シスジェンダー	生まれたときに割り当てられた性別と、自分が社会的、感情的、身体的に認識している性別(性自認)とが一致していること／人。多数の人がシスジェンダーであり、「普通」「当たり前」とはいわない。
ジェンダー	人を「女」「男」という2つのカテゴリーに分別する、社会的文化的な規範ないし観念。
性自認(ジェンダー・アイデンティティ/性同一性)	自らをどんな性別である／ない、と考えるのかなど、自分が社会的、感情的、身体的に認識している性別のアイデンティティ。
ジェンダー・バイアス	性別による偏見や固定観念。「男らしさ」「女らしさ」は、性別により固定されるものではない。
ジェンダー・フルイド	固定的な性自認をもたず、流動的な性を自認して生きること／人。
性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)	自分がどのような性別の人に性的・恋愛に惹かれるか、惹かれないか、という方向性のこと。異性愛、同性愛、両性愛、全性愛、無性愛などがある。
性同一性障害(Gender Identity Disorder:GID)	体の性に違和感、不快感をもち、体を変え、性自認と一致した性で生きたいと強く望む人が治療を受ける際の診断名。なお、「性同一性障害」の位置付けは、WHOによるICD-11(国際疾病分類)では、「精神疾患」及び「障害」から除外され、性の健康状態における「性別不適合(gender incongruence)」に変わった。
性別表現/性表現	服装や髪型などの見た目や、言動などで表現される性。「ジェンダー・エクスプレッション」ともいう。
生物学的な性(セックス)	生物としてのヒトを「メス」「オス」という2つのカテゴリーなどに分別する生物学・解剖学的知見。
セクシュアリティ	人間の多様な性のあり方の総称。社会的、生物学的、心理的、法的、文化的などの側面を含む。
セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)	その人の性のあり方がマジョリティ(多数者)とは異なる場合、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)と呼ぶ。LGBTQなどを含む。
SOGI(ソギ、ソジ)	Sexual Orientation(性的指向) and Gender Identity(性自認)の頭文字を取った言葉。性的に多数派にあたる人とセクシュアル・マイノリティの人を区別せず、すべての人の性の多様性について考えることができる概念として国際的に用いられている。また、Expression(性表現)を加えた「SOGIE」(ソジー)などの言葉も使われる。
トランスジェンダー	生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別で生きること／人。生まれたときに男性が割り当てられたが、女性として生きる人／生きたい人をトランス女性(MTF[Male to Female])といい、生まれたときに女性が割り当てられたが、男性として生きる／生きたい人をトランス男性(FTM[Female to Male])という。
バイセクシュアル(両性愛者)	性的指向が異性と同性の両方に向いていること／人。
パンセクシュアル(全性愛者)	相手の性別、セクシュアリティにかかわらずすべての人が性愛の対象となること／人。
ヘテロセクシュアル(異性愛者)	自分の性自認からみて性的指向が異性に向いていること／人。
ホモセクシュアル(同性愛者)	自分の性自認からみて性的指向が同性に向いている人。女性同性愛者は「レズビアン」、男性同性愛者は「ゲイ」という。※ホモやレズといった省略形は差別的に響く。

6. 学校以外のコミュニティ

◇ セクシュアル・マイノリティ(かもしれない)子供が安心して集える場や、セクシュアル・マイノリティの子供を持つ親の会など、県内外で様々な活動を行っている団体やコミュニティを知っておくことも重要です。

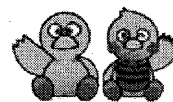
【監修】 埼玉大学 基盤教育研究センター 渡辺 大輔 准教授

【発行】 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課 埼玉県人権教育課 性の多様性の尊重 HP 検索

TEL:048-830-6786

FAX:048-830-4961

<令和2年12月発行>



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県ケアラー支援条例の概要について

1 経緯

議員提案による条例で、埼玉県議会令和2年2月定例会において可決・成立、令和2年3月31日公布、公布の日から施行

2 条例制定の背景

- ・埼玉県は、後期高齢者人口が全国一のスピードで増加していくことが見込まれており、核家族世帯割合も高い。その中で介護の負担が大きくなっている。
- ・介護者(ケアラー)は、身体的、精神的、経済的な負担が大きく、社会との関わりも減り、社会的、心理的に孤立を深めていることが多い。
- ・ケアラーの中でも、18歳未満の者(ヤングケアラー)は自身の状況を当たり前のことと考えてしまい、周囲からも見過ごされてしまうことが懸念される。

3 条例の概要

(1) 目的(第1条)

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すもの

(2) 県の責務等

ア 県の責務(第4条)

ケアラーの支援に関する施策の実施等

イ 県民の役割(第5条)

ケアラーの支援の必要性の理解と県及び市町村が実施する施策への協力

ウ 事業者の役割(第6条)

(ア)ケアラーの支援の必要性の理解と県及び市町村が実施する施策への協力

(イ)ケアラーである従業員の勤務への配慮、情報提供と必要な支援

エ 関係機関の役割(第7条)

(ア)県及び市町村が実施する施策への積極的な協力

(イ)日常的にケアラーに関わる可能性の認識とケアラーの健康状態等の確認、支援の必要性の把握等

(ウ)ケアラーに対する情報提供、適切な支援機関への案内等、必要な支援

オ 教育に関する業務を行う関係機関の役割(第8条)

(ア)日常的にヤングケアラーに関わる可能性の認識と教育の機会の確保の状況、健康状態等の確認、支援の必要性の把握等

(イ)ヤングケアラーに対する必要な支援

じどうせいと ほごしゃ みな 児童生徒・保護者の皆さんへ

いつもより短い夏休みが終わり、新学期が始まった児童生徒の皆さんに伝えたいことがあります。

新型コロナウイルス感染症が広がってから、今までと違う毎日に、皆さんはたくさん
の不安を感じていたのではないのでしょうか。そのような中でも、多くの方々が、皆さんが
困らないように働いてくださっています。

しかし、残念なことに、SNSなどでは、そういった方々やその家族、そして感染症
にかかって苦しんでいる人に対して、心ない書き込みなどが起きています。

皆さんが自宅や学校で感染予防を徹底しているにもかかわらず、身近な場所での感染
の話 を聞くようになると、自分の周りの人の感染を疑うようになることがあるかもし
れません。新型コロナウイルス感染症への不安や恐れが、偏見や差別につながります。

皆さんには、差別的な言動には同調せず、適切な行動をとることができるよう、伝
えたいことやお願いしたいことが4つあります。

○新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染した人が悪いという
ことではありません。

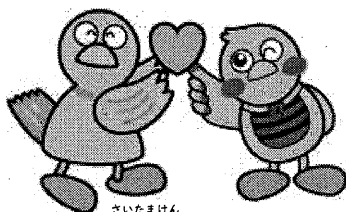
○感染した人が悪いという雰囲気ができ、感染したことを言いだしにくくなると、さ
らに感染が広がってしまうかもしれません。

○感染した人を責めるのではなく、励まし、治って学校へ戻ってきたら、温かく迎
えましょう。

○皆さんは、今、自分ができる予防をしっかりと行い、日々の学びを続けてほしいと思
います。

今こそ、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、もし自分が感染したら、
周囲の人にどうしてほしいかということを考えて行動しましょう。

保護者の皆様も、お子様と一緒に読むなどし、ともに考えてくださいますようお願い
いたします。



さいたまけん
埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

れいわ ねん がつ
令和2年8月

さいたまけんきょういくいいんかいきょういくちよう
埼玉県教育委員会教育長

たかだ なおよし
高田直芳